

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○義家委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

最近、若者の国家公務員離れということがちまたでは問題になっています。要因はここでは触れませんが、ピーク時に比べますと、国家公務員I種試験の受験者が半分になっているということも聞きました。

他方で、余り目立ってはいませんが、若者の法曹離れ、こちらは実はもっと深刻な数字があります。御紹介します。

予備試験を除く司法試験の受験者は、ピークだった平成十五年の約四万五千人から、直近は約三千七百人です。九〇%以上減少しています。それから、二十一世紀の司法を支える質、量ともに豊かな法曹を養成するために平成十六年から法科大学院が始まりました。その志願者数、これは併願も可能なので延べ人数ということになりますが、その延べ人数で見ると、平成十六年当初、約七万三千人の志願者が、直近では八千人を少し上回る、

この程度まで下がってしまっていて、これも九〇%近く減少しています。そして、新たに裁判官となる新任判事補の数も、ピークだった平成十七年の百二十四人から、直近は六十六人、ほぼ半減しているわけです。

私は、この裁判所職員定員法の改正案について毎年審議をするたびに、法曹離れ、裁判官離れの問題を取り上げてきました。法科大学院修了を受験要件とする今の司法試験の仕組みも抜本的に変えるべきだということも、前の、法務大臣、上川先生がやられていたときからずっと申し上げてきているんです。にもかかわらず、相変わらず法科大学院が受験資格の要件となっているということも変わらなず、どんどん志願者は減ってきているということなんです。

政府も最高裁も危機感が全く足りないと思っております。その象徴が、この毎年の委員会議論されている裁判所職員定員法の改正案であって、我々は少しでも改善しようと思つて附帯決議もつけていますけれども、なかなか状況は変わっていないということなんです。

今日は、そのような問題意識に立ちまして、皆様にお配りしている一ページ、二ページ目の、昨年の当委員会の附帯決議に沿った形で質問させていただきます。

まず、附帯決議の一項目、冒頭に、「民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行う」というふうにあります。

最高裁にお聞きしたいんですが、民事訴訟事件

の内容の複雑困難化及び専門化の実情をどのように把握しているのか。昨年までは、このことを理由に判事については増員を本法案に盛り込んでいたはずなんですが、判事の定員が今回は現状維持になっています。ということは、複雑困難化とか専門化の問題はもう解決されたのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○村田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

まず、事件の内容の複雑困難化、専門化の実情把握の方法でございます。

最高裁といたしましては、下級裁の裁判官や弁護士等の意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めているほか、裁判の迅速化に関する法律第八条一項に定められました裁判の迅速化に係る検証におきましても、審理期間が長期化している状況に不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析、検証するなどしているところでございます。

方法についてはまず、以上でございます。

○階委員 後段の質問について答えていただけませんか。

昨年までは、判事を増員する背景として事件の複雑困難化とか専門化を挙げていらつしやう。今年は判事を増員しないということは、その問題はもう一通り対応は済んだということと理解してよろしいですか。

○村田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

複雑困難事件について、合議体による審理によ

つて対応していくという方法を掲げまして、そのために判事の増員をお願いしてきたという経緯がございます。

その合議率の推移につきましては、徐々に上がってきておりまして、令和元年の民事訴訟事件の合議率は六・七％、行政事件も含めまして七・三％というところになってきておりまして、一定の成果は上がってきているものというふうにご考えております。

ただ、なお一層の努力が必要な数字であるというふうには考えております。

○階委員 どういう努力をしていくかということなんですけれども、取りあえず人を増やす必要はないという段階には来ているということですね。

あとは内部の努力だと思っておりますけれども、この附帯決議で、その後のところにも、「訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、」というくだりがありますね。

今御紹介があったとおり、合議率は上昇傾向にあるということは私も承知しておりますけれども、このことがもう一方の目標である審理期間の短縮ということに結びついていっているかどうか、この点をお答えいただけますか。

○村田最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

今委員から御指摘ございましたとおり、合議率にしましては少しずつではございますけれども上昇してきておりまして、既済事件における合議

率は先ほど申し上げました約六％、それから、未済事件におきましては約一五％となっていております。

他方で、民事訴訟事件全体の平均審理期間は、長期的に見れば短縮傾向にございましたけれども、ここ数年はむしろ少しずつ長期化する方向へと転じてきております。

では、その合議率の上昇が審理期間の短縮に結びつくかということに関して申し上げますと、両面あるのかなというふうにご考えておりまして、複雑困難事件につきましては、三人の裁判官が議論を尽くしていくためには、三人の裁判官が議論を尽くして紛争の実相をつかむということが肝要でございます。現場から聞こえる声としては、合議事件に付することによって期日の回数が減ったり和解が成立しやすくなったりする、こういう効果も聞かれますので、そのため、合議体による審理が個々の複雑困難事件の迅速かつ充実した解決につながっている、こういう面はあろうかと考えております。

他方で、合議体による審理は、三人の裁判官が事件の内容について徹底的に議論するなど合議の時間を確保する必要がありますし、手続におきましても法廷での弁論や証拠調べに三人同時に関与する必要があるということがございますので、単独、一人でやる事件処理よりも時間と労力はかかる面がある、これも否定をできないところでございます。

そこで、近年の複雑困難事件の増加を受けまして、合議体で審理すべき事件は適切に合議に付し

つつ、訴訟関係人の理解と協力を得て、争点中心型の審理の実践に努めるなど、合議体による複雑困難事件の審理充実、促進と訴訟事件全体の審理期間の短縮と、この両立に努めていくように更に努力していく必要があるというふうにご考えているところでございます。

○階委員 合議率の上昇が必ずしも審理期間の短縮に結びついていないというような御説明でしたね、両面あるということですから。ということは、皆さん、二兎を追っているわけですね。合議率の上昇という目標と、それから審理期間の短縮という目標。この二兎はトレードオフの関係にあるんじゃないですか。両方目標にしたら、絶対達成できないじゃないですか。

私は、国民のためにこの制度改革というのはあるわけだから、審理期間を短縮するということがまず最優先で図るべきであって、合議率の目標とか、あるいはそのために裁判官を増やすとかというのは二次的、三次的な話だと思えますよ。審理期間をどうやって短縮するか、ここを最優先に考えるべきじゃないですか。いかがですか。

○村田最高裁判所長官代理人 委員御指摘の審理期間の短縮が非常に重要だということは、我々もそのように認識しております。

そのため、先ほど御答弁申し上げましたとおり、合議事件を非常に、ある意味、いろいろな工夫を凝らしてやることによって、結果的に迅速な解決に結びつく例、これも実際には見られるところでございます。ですので、ある意味、運営の改善の努力といえますか、これを重ねることによって、

か、お答えください。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

過去の傾向を基にして数字をお示しいたしますと、令和三年十二月一日時点における判事の欠員数については、九十人から百四十人程度になるものと見込んでおります。

○階委員 ということで、かなり幅のある数字ですけれども、場合によっては、令和二年度百二十八を上回る可能性もあるということでありませう。

そもそも、判事の欠員がなぜ近年、増加傾向にあるんだらうかというふうに思っております。これは退職者数が増加しているんじゃないかと思うんですけれども、退職者といっても、定年と中途退職両方あると思うんですけれども、その辺りの、近年、判事の方の欠員が増加している理由をお答えいただけますか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

毎年十二月一日現在の判事の欠員は、平成二十九年以降、それ以前に比べて増加しているところでございます。これにつきましては、新司法試験の導入に伴う判事補任命時期の変更が影響しているものと考えております。

すなわち、平成二十三年度から平成二十八年まで、毎年十月に判事補から判事に任命されていたのに対して、平成二十九年以降は毎年九月、そして、その後の一月に判事補から判事に任命されるようになるのと、九月に任命される判事よりも一月に任命される判事の方が多くな

ってきたことが影響しているものと考えているところでございます。

○階委員 確かにその要因もあるんだけれども、ごめんなさい、ちよつと、より正確に言うと、制度の変更要因で二十八から二十九、大きく増えているわけですね。

ただ、その後も、その後は制度の大きな変更はないと思うんですけれども、増加傾向にあるわけじゃないですか。この辺りは退職者が増えたりしているんじゃないかと思うんですけれども、そこはどうなっているんでしょうか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 定年前の判事の退職者数ということでお答えいたしますと、定年前の判事の退官者数は、平成二十八年度が三十九名、平成二十九年度が三十三名、平成三十年度が三十四名、令和元年度が二十九名でございます。

○階委員 なぜこんなことを聞いたのかというと、国家公務員でも働き盛りの人がどんどん辞めていく問題があったりして、裁判官でも、働き盛り、判事補から判事になって、いよいよ裁判所の中核を担うような人材が辞めているような状況だとこれはまずいなど思ったので確認しました。

ただ、今の数字を聞いて安心しましたので、取りあえず判事については、途中でドロップアウトするような方が増えているという状況ではない。ただ、いずれにしましても、欠員については少しずつ増えてきているということもありますので、今回現状維持ですけれども、ここはやはり虚心坦懐に、なるべく適正な数にするように努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、問題になります判事補、新しく裁判官になる方の方を取り上げたいと思います。

附帯決議の三番ですね。これは、過去の当委員会の附帯決議を踏まえ、「最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。」ということになっていきます。

ところで、また四ページの先ほどの表を見ていただきたいと思います。判事補の任官者、直近では六十六人ということになっていきます。以前は司法試験の合格者が五百人ぐらいの時代もありました。五百人の時代、例えば平成四年は、司法試験合格者が五百人ぐらいしかいない中で、判事補に六十五人ぐらいなっていたわけですね。合格者三倍になっていくのに、全く任官者は増えていないというのものがなにか。また、それが近年どんどん減ってきていますよね。こうした判事補の任官者の減少が止まらない理由は何かということをお尋ねしたいと思えます。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所としては、できる限りの充員に努めているところではございますが、新任判事補の採用数が伸び悩んでいる理由といたしましては、判事補の給源となる司法修習終了者の人数が減少していることに加えまして、弁護士として活躍する分野が広がっているだけでなく、大規模法律事務所等との競争が激化していること、大都市志向の強まりや、配偶者が有職であることの一般化に伴って、

移動、転勤でございますが、これへの不安を持つ司法修習生が増えていることなどが理由になっていると考えているところでございます。

○階委員 その理由も、毎回同じようなことを言っているんですけれども、毎回論破しているんです、私は。まず、終了者の減少というのは、さっき言ったとおり、過去は合格者五百人ですよ、今は減ったとはいえ、千五百人じゃないですか。合格者三倍になっているのに任官者は同じって、これはあり得ないじゃないですか。終了者減少は理由にならない。

それから、大規模弁護士事務所が人を集めているからと言いますけれども、あるいは、大都市志向の強まりとか、共働きとかという話も聞きますけれども、同じ理由は検察官にも当てはまるんですね。ところが、検察官の方は、別に採用は減っていないですよ。何で裁判官だけこれだけ減るのか、今の説明では理由になっていません。もう一回ちゃんと答えてください。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

判事補の充員につきましては、御指摘のとおり、一層の努力が必要であるというふうに考えております。

もつとも、主として刑事事件を担当する検事に比べて、裁判官については、民事事件を担当する割合が高いこともありまして、大規模法律事務所等との競合が生じやすいという面は御理解いただければというふうに思います。

裁判所といたしましては、判事補の志望者の増

加に向けた取組をより一層進めていくことによりまして、裁判官にふさわしい資質、能力を備えている人を採用し、判事補の充員ができるように引き続き努めてまいりたいというふうに思います。

○階委員 民事の志向の人は大規模事務所と競合すると言うんだけれども、検察官なんてそもそも刑事しかやらないわけですね、基本的に、訟務検事とかはあるかもしれないけれども。検事しかやらないということは、千五百人の中でも、刑事しかやらない仕事に就きたいという人は物すごく少ないと思うんですね、普通に考えて。にもかかわらず、減らしていないわけですよ。

裁判官は民事も刑事もできるわけじゃないですか。民事の方だけ取り上げて、大規模事務所と競合しているから。だったら、検察官なんて最初から刑事しかやらないんだから、民事をやる人ははなから母集団にも入っていないわけで、それも理由になりません。

そう思いませんか。自分の言っていることがおかしいと思いませんか。もう一回、答弁。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

判事補への任官希望の点につきまして、どの点が影響しているのかというのは、様々な事情がありまして、これだけということとはなかなか申し上げにくいところでございますが、繰り返しになりますけれども、今後とも、判事補志望者の増加に向けた取組に努めてまいりたいというふうに存じております。（発言する者あり）

○階委員 今、アンケートを取ったらいんじゃないかという元法務省の政務官の大事な御意見もありましたけれども。

結局、様々な事情がありまして何ですか。では、今までの言っていたことは何ですか。今まで言っていたことは結局理由になっていないということをお白ししたんですか。私がちゃんと反論したら、それ以上答えられないじゃないですか。皆さんが言っていた理由は、理由にはならないということですよ。

もつと正直に言ったらどうですか。要は、司法試験の合格者も減り、志願者も減り、そして優秀な人材が受からなくなってきた、この世界に入らなくなってきた、そのことよって、裁判官を採用しにくくなっている。これでしょう、実態は。正直に言ってくださいよ。今までの理由では納得できません。ほかに理由はありますか。ちゃんと言ってください。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

これも繰り返しになりますけれども、様々な事情、先ほど御指摘ありましたけれども、申し上げたとおりでございます。弁護士として活躍する分野が広がっているとか、あるいは大規模法律事務所等の競合があるとか、配偶者が有職であるとか、いろいろ申し上げましたけれども、こういうことなどが理由になっているところとこちらとしては考えているところでございます。

○階委員 皆さん、裁判官でしょう。そんなことを代理人が主張してきて、却下ですよ。何言っているんですか。証拠裁判主義でしょう、全然証拠

になつていないんですよ、皆さんの言っていることは。証拠にも、ロジックもめちゃくちゃですよ。

正直に言ってくださいよ。本当のところはどうなんですか。これだけ志願者が減つて、でも、合格者は過去の三倍ですよ。だから、必然的にレベルは下がっているじゃないですか。下がるでしょう、それは。下がっている中で、なかなか裁判官にふさわしい人材はいないから減つているということじゃないですか。正直に言ってくださいよ。

○徳岡最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

最高裁において所管している司法修習生の質のことについて申し上げますと、例えば、法曹に必要な資質、能力を備えているかどうかを判定する目的で行われております二回試験の不合格者を見ても、近年大きく増加する状況にはないことからしますと、司法修習生の質が低下しているという事案は見当たらないと考えるところでございます。判事補任官者数が減少している原因については、先ほど申し上げたとおりでございますが、今後とも、充員ができるように努めてまいりたいというふうに存じております。

○階委員 では、質が下がっていなければ、皆さんの努力が足りないということですね。果たして、この定員充足に努めるというのも毎年のように附帯決議で言っていますよ。

今年度は六十六人に減りましたけれども、何か新しい取組はしたんですか、今までと違う。言ってください。

○徳岡最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます

す。

これまで、実務修習での指導担当裁判官や司法研修所教官から司法修習生に対し、裁判官のやりがいや魅力を伝えるほか、異動希望や負担にはできる限り配慮していくことなどを伝えてきたところでございます。

また、昨年度からは、選択型実務修習の全国プログラムとして、最高裁修習プログラムを新設し、最高裁判事の講話や最高裁調査官の講義等を実施するなどしているところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、分野別実務修習の一部が在宅となりましたり、選択型実務修習の全国プログラムが中止となつたりいたしましたけれども、これを補うため、司法研修所の教官におきましては、ウェブ会議を用いるなどして、司法修習生からの進路相談にこれまで以上に応じるなど、できる限りの工夫を行つてきたものでございます。

今後とも、裁判官にふさわしい資質、能力を備えている者に任官してもらえよう努力してまいりたいというふうに思います。

○階委員 毎年努力はしていますからと言うんですけれども、結果がこれほど出ないとなかなか信用できないということなんですね。

判事補の定員について、この附帯決議で定員の充足に努めると。あと、最高裁は、この項目に関する回答として、「判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。」という回答を二ページ目の終わりから二ページ目の最初にかけてしていますよ

ね。

今後の事件動向とか充員の見込みというのは、どういうふうに考えているんですか、お答えください。

○村田最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

まず事件動向につきましては、例えば、過去には、いわゆる過払い事件の急増がありましたときのように、社会経済情勢の変化等に影響を受けるものでございます。

昨今で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響が裁判所の事件動向にどう影響を与えるかという辺りも、この辺り、見えないうところがございますまして、なかなか中長期的な予測をするというのは難しいことは御理解をいただければと思います。

それから、判事補定員の充員見込みの方でございませぬけれども、裁判官にふさわしい資質、能力を備えた人にはできる限り任官してほしいというふうに考えておりまして、判事補の採用予定人数をあらかじめ定めるといったようなことはしておりませぬ。

そういう意味で、充員見込みを正確にお答えするということも困難であること、これについても御理解を賜ればというふうに思います。

ただし、委員の資料にもございますが、一月十六日現在の判事補の欠員は百七十一という数字になつて、大きな数字になつてございます。判事補の給源となる司法修習生の人数が減少していることとすとか、近年の判事補の任官者数などから、

一定の欠員が生じたままということは見込まれるところでございます。

いずれにしましても、判事補にふさわしい資質能力を有する司法修習生が、裁判官の職務のやりがいや魅力を理解して、任官を志してもらえらう、更に努力を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○階委員 充員の見込みを検討して、それで定員を考えるとということになっていますよね。「充員の見込み等を踏まえて検討」となっていますよね。

今、充員の見込みのところはざっくりとしたお話しはなかったんです。どうなんですか。今度、充員、百七十一人、欠員がありますけれども、これをどの程度に減らせると思っているんですか。お答えください。

○村田最高裁判所長官代理者 判事補の採用の大きさなど、ほぼ基本的には修習生からの任官でございまして、そのほかの弁護士任官の数というのは、このところそれほど大きな数ではございません。

そういう意味では、その次の期の司法修習生から判事補にどれだけ採用できるかというところにかかっているかというふうに思っております。

○階委員 もう一つ要素があるでしょう。判事補が十年たつと判事になるでしょう。抜けていくわけですよ、実員から。実員が減る要素になるわけですよ。それが大体九十人から百人ぐらいいるはずですよ。つまり、この数字も、下手したら、もっと拡大していくわけですよ。採用が少なくなれば。

つまり、今、六十六人、任官者六十六人で、これから出ていく、来年にかけて出ていく人が百人ぐらいいるとすると、もうこれだけでマイナス三十から四十。更に欠員が増えるわけですよ。百七十一というのも、これはもつと増えますよ、放っておくと。そういう認識でありますか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 先ほど御指摘のございました、令和四年一月の判事補から判事への任官予定者の見込みですけれども、九十人程度を見込んでおります。

○階委員 私が言った、そういうことを聞いているんじゃないかと、だから、放っておくと、充員見込み、さつき採用する人数によって決まってくるみたいな話をしていただけでも、もう九十人出ていくのは決まっているわけですよ。欠員を減らすためには、九十人以上採用しないと欠員は減らない。これは単純な足し算、引き算だから分かりやすいですね。そんな見込みはあるんですか。

この数字ですよ、六十六人。過去五年間、九十を上回ったことなんか一回もないですよ。もつと増えますよ、欠員。それが充員の見込みじゃないですか。なぜそういうことをちゃんと知らないんですか。

百七十一、放っておいたらもつと増えます。間違っていますかね。どうですか。お答えください。

○村田最高裁判所長官代理者 先ほど人事局長から御答弁申し上げましたとおり、令和四年一月十六日の判事補から判事への任官予定者を九十人程度と見込んでおりますので、弁護士任官のことはさておきますと、これを上回るような新任判事補

の採用がなければ欠員が広がるということは、可能性としてはもちろんあるところでございます。

ですので、先ほど申し上げたとおり、修習生から新任判事補への採用について何か予定数あるいは上限というようなものを考えているわけではございませんので、多くの適格性のある者について裁判官を志していただけるように努力をしてまいりたいというふうな考えております。

○階委員 いや、だから、努力を続けても九十を上回っていないんですよ、これまで五年間。ということは、普通にいくと、欠員は百七十より増える。だから、この百七十の段階でもつと欠員を減らすために定員を、百七十一という欠員を減らしていくためには定員を本来削減しなくちゃいけないわけでしょう。なぜそういうことをしないんですかね。何か現実を直視していないんですよ、皆さんは。若者の法曹離れについても、能力の低下についても、全く現実を見ていない。だから、こんな法案を出してくるんですよ。

普通に考えたら、去年なんかあれですよ、欠員が少し減少傾向にあったにもかかわらず、百七十三が百四十八になったのが去年法案を出したときですからね。百七十三が百四十八になって欠員が減る中でも、なお欠員を減らしましょうということとで、判事補の数を三十減らしているんですよ。そういう法案を出している。だから、我々、去年は賛成していたんですよ。

今回は、欠員が増えている、また、これからも欠員が減る見込みがない、そういう中で何で現状維持なんですか。全く矛盾しているじゃないですか。

か。

最高裁、お答えください。

○村田最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

今までの経過は委員の御指摘のとおりでございます。

今年度、今回の特殊性ということで申し上げますと、令和三年度は判事の増員をお願いしないというところでございまして、これは、判事も判事補も増員をお願いをしないというのは平成二年以来のことでございます。かつ、ここ四年間で百人を上回る判事補の定員を削減してきた上で、更に判事も判事補も増員をしないという形での法案をお願いしているわけでございまして、このことのお願、その採用あるいは志望、先ほどの、修習生から判事補への志望の問題がございますけれども、こういったものに与える影響、あるいは将来の事件処理体制の確保という観点から、慎重に考えるべきかなというふうに思いました。

また、もう一つの特異要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症が今後の事件動向にどう影響を与えるかということについてもまだ見えていないところがございまして、この点も考慮する必要がありますということから、判事補の定員につきましては、現在のものを令和三年度につきましては確保させていただきたいというふうに考えたところでございます。

○階委員 何ですか、判事も増やさなかったからいいでしょうというような、何かよく分からない理由なんですね。判事を増やすかどうかというの

はまた別の話ですよ。判事補の定員が余り過ぎでしようということも言っているわけですよ。だから、妥当な水準にしていこうために、去年も三十減らしているんだから、少なくとも同程度は減らすべきじゃないですかということも言っていて、それに対する全く説得的な説明がないんですよ。何を考えているんですかね。

それで、だんだん話は司法試験の問題にも入っていくんですけども、二ページ目の、附帯決議四項目ですけれども、冒頭に紹介しましたとおり、司法試験の受験者は、ピークだったのは平成十五年です。そのときの合格率、これ、皆さんの資料だと、細かくて恐縮なんですけど、五ページ目に、ずうっと、昭和二十四年、昔の司法試験が始まった当時から出願者とか合格者とか合格率の数字を出しています。これは、平成十五年、ピークのときは、先ほど言いました四万五千人余りの方が実際に受験をされて、合格者が千百七十人。その割合を出すと二・五八%という数字です。百人受けて二・五人しか受からない、こういう厳しい時代もありました。

ところで、直近、令和二年については、新しい司法試験制度ですけれども、三千七百三人が受験して、千四百五十人が受かられた。合格率は何と三九・二%です。びっくりしますよね。私が学生のときは、司法試験というのは、狭き門というか閉じられた門でしたよ。私はずっと野球部でしたので、法学部でも、絶対司法試験なんかは自分の行く世界じゃないと思っていました。そういう時代もあったわけですよ。司法試験を受かる人は本

当に特別な努力と才能に恵まれた人だろうなというふうに私は思っていました。でも、自分が受かって、そうじゃないということは分かりましたけれども。

だから、三九・二%、合格率が高まるということはいいことだと思いますよ。ただし、質が伴っていないければ、これは国民全体にとって不幸なことになるわけです。特に裁判官は、場合によっては人の生き死にすら決定する権限があるという中で、質の向上を伴わない合格率の上昇というのは国にとって不幸です。だから、私は、この状況を、本当にこれでもいいのかという問題意識をずっと言い続けてきました。

私は、法曹志願者が減少することによって、従来なら合格不可能だった人が、司法試験の合格率も著しく上昇したので、従来なら合格不可能だった人が司法試験に合格しているのではないかというふうに考えていますけれども、この点について政府の見解をお願いします。

○金子政府参考人 お答えをいたします。

司法試験の合格者につきましては、実際の試験結果に基づき、法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力の有無を判定するという観点から、司法試験審査委員の合議による判定に基づいて、司法試験委員会において適切に決定されているものと承知しております。

したがって、従来合格不可能だった者が合格しているのではないかとのお答えにつきましましては、直接お答えすることは困難です。

○階委員 何ですかね、これだけ客観的な数字を

見て、何も答えが出てこないというのはいかがなものかと思えますよ。

附帯決議の四番に対する法務省の答えも、我々の附帯決議では、「法曹志望者が減少していることを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示す」ということをちゃんと書いていくわけですよ。それに対して、法務省は、今、「各種データを集積しているところであり、」「何らかの分析が可能であるかどうかも含め、検討を行っている。」

何ですか、これは。報告しなくちゃいけないんですよ、皆さんは、分析して。分析すらできないというのはどういうことなんですか。少なくとも今のこの客観的なデータを踏まえて、質の低下が懸念されるということは言えると思えますよ。

あるいは、アンケートを取ればいいんですよ。今、手元に、弁護士ドットコムというところで、去年の暮れにかけてアンケートを取ったものがありますけれども、法曹の質の低下に対する懸念の声が、済みません、委員の皆さんにはお配りしていません、私の手元にあるんですが、「法曹の質の低下に対する懸念」ということで、例えば「近時の若手法曹は、問題発見能力が弱いように感じる。」あるいは「修習生の法律知識が顕著に低下しており、弁護過誤が心配だ。」あるいは「本人の言ったことをそのまま主張する代理人、訴訟指揮ができない裁判官を作らないために法曹養成は抜本的に変えるべき。」こういった声もあるんですよ。

必要な分析をしると我々が言っているわけだから、こうしたアンケートを取るなり、アンケートを取れば分かるじゃないですか、いろいろな実態が。なぜそういうことをやらないんですか。現実を直視しようとしていないんじゃないですか。アンケートをしつかり取ってくださいよ。

これは事務方に言っても同じような答えが返ってきてそうなので、ここは大臣にちよつとリーダーシップを発揮してもらいたいと思います。

私のさっきの数字、どう受け止めましたか。合格率の二・五が三九に上がっている、そういう中で、受験者数が激減している中で、法曹の質の低下、普通に考えたら、懸念をし、そして実態はどうなのかということも法務省として調べていただくべきだと思うんですけども、こうしたことをやっていただけませんか、大臣。

○上川国務大臣 今、委員がデータの中でも主なところについて御紹介をいただきました。また、附帯決議におきましての検証をしていくということとは、私の言葉で言えば、EBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイクという形の中で、絶えず検証していく必要があるということについては、これは極めて大事なことだというふうに思っております。

そうした御指摘も踏まえまして、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行ってきているところでありますので、まず、第一段階として、その分析、さらには検証、また、その検証結果についての公表、こうしたことにつきまして、しっかりと対応してまい

りたいと思えます。

○階委員 法曹の質の低下がどうなっているかということについて分析をしていただいた上で、なるべく早く国会に報告していただきたいと思えます。

これは附帯決議で、我々は昨年からお願ひしていることなんですけれども、どうでしょうか、この半年ぐらいで結論を出してもらえませんか。

○上川国務大臣 ちよつと今、半年という具体的な期限がございましたけれども、まず、検証をいたします。そして、それにつきましてしっかりと分析をしてまいりたいというふうに思っております。しっかりとした仮説がなければいろいろな調査も意味がなくなってしまうということでもありますので、その意味でしっかりと対応してまいりたいと思えます。

○階委員 我々は、任期、十月の二十一か二かな、是非その前に結論を出していただきたいと思えます。別に、政権にとつてプラスとかマイナスとか、我々にとつてプラスとかマイナスとかじゃないですよ。この国の司法にとつてあるべき方向性をいち早く見出していくという意味で、これは絶対早くやるべきです。是非、半年と言わず、もつと早くてもいいんですけれども、早急に結論を出していただきたいと思えます。

さて、そこで次の質問ですけれども、最高裁にまたお伺いしたいんですが、先ほども聞いたのと関連しますが、私も、私は、合格者の質が低下すれば、当然、判事補任官者数の減少にもつながってくると思っております。

仮にでいいですけども、合格者の質の低下があれば判事補任官者は減少する、このことは言えるということ、いいですか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

合格者の質ということでございますが、最高裁で所管している司法修習生というところで見ますと、先ほども申し上げましたとおり、二回試験の不合格者を見ても、大きく増加する状況に今はないということからしますと、司法修習生の質が低下しているという事情は見当たらないところでございます。

○階委員 済みません、一般論でお聞きしているんですが、合格者の総体としての質が下がっていると、私のこれまでの経験上、裁判官というのは、司法修習生の中でも優秀な人が就く職業だと思っておりますので、やはり総体として質が下がってくれば裁判官になれる人も少なくなってくるだろうと思っております。

それが新任判事補の減少につながってくると思いますが、質の低下と判事の任官者の数、これは無関係とは言えないんじゃないですか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

採用の対象となる司法修習生の中で、裁判官にふさわしい資質、能力を備えた者に任官していただきたいというふうに思っております。要は、修習生の中でそのような資質、能力を備えた者がいるかどうか、その者たちが裁判官というものに魅力を感じて希望してもらえるかどうかということに

かかってくるんだらうと思っております。

○階委員 質を向上させることは、任官者を増やしていくためにも重要だという趣旨で受け止めました。

そこで、今、司法試験の合格者は、直近だと千四百五十人になっていきます。合格者数については、過去、政府の決定で、千五百名を下回らないというのがあったと思っております。

私は、これ以上合格者の質の低下を招かないようにするためにも、千五百人という目標はもうやめるべきではないかと思っておりますけれども、この点、大臣、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 ただいま委員の方から、年間千五百人という新たな法曹ということでございまして、けれども、これは、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議の決定におきまして、法曹人口の在り方については、法曹の需要また供給状況を含めて様々な角度から実施されました法曹人口調査の結果を踏まえた上で、新たな法曹を年間千五百人程度は輩出できるように、必要な取組を進め、さらには、これにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、今後より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況となることを目指すべきとされているところでございます。

法務省といたしましては、この推進会議の決定を踏まえまして、関係機関、団体の御協力を得ながら、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方について、必要なデータ集積等を継続して行っている状況でございます。

しっかりとその質が担保されるように、こうし

た動きにつきましても注意深く対応してまいりたいと思っております。

○階委員 法曹の需要というのは、数だけではなくて質も当然伴うことが前提になっていると思っておりますので、質が高くなければそもそも需要はないわけですね、だから、まずは質をちゃんと確保することは大前提です。

ちなみに、先ほども取り上げました弁護士ドットコムアンケートによると、司法試験合格者についてどのくらいの水準が適当だと思えますかというのを、この弁護士ドットコムの会員の弁護士四百九十人の回答を得たということなんですが、五百人以上から千人未満という回答が一番多くて五一・八％、千人以上から千五百人未満が二八・六％。この千五百人未満五百人以上というところで八割方占めているわけですね。

こういったことも踏まえて、なかなか今、千五百人というのは現実厳しいのかなと思いますので、この点についてもゼロベースで考えていただければと思っております。

それから、私もかねがね言っていますけれども、司法試験の受験資格の問題です。

今、法科大学院修了が原則として司法試験を受験する条件となっております。そうじゃない人は予備試験を受かってからということ、それが先ほど申し上げた司法試験の受験者数減少につながっているわけです。

こうした受験資格を見直して、昔と同じように誰もが司法試験を受ける、もちろん行きたい人はロースクールを経て司法試験を受ければいいわけ

ですけれども、そうした自由度の高い司法試験にすることによってより多種多様な人材がこの世界に集まってくると思っております。このことについても大臣の見解をお願いします。

○上川国務大臣 現在の、法科大学院、これを中核といたします。いわゆるプロセスとしての法曹養成制度におきましては、司法制度改革において質、量ともに豊かな法曹の養成が求められたことから新たに導入されたものでございます。

その上で、法曹養成制度につきましては、令和元年に改正法が成立をいたしました。法科大学院教育の一層の充実を図るとともに、いわゆる3+2が制度化されました。また、在学中の受験が可能になるということでございまして、法曹資格を取得するまでの時間的、経済的負担が大幅に軽減される、こうしたスキームでございます。

今後、より多くの有為な人材が法曹を魅力あるものとして志望することになるように期待をしているところでございます。

法務省といたしましては、プロセスとしての法曹養成を前提とした上で、まずは一般の法改正の着実な実施及び円滑な導入に向けまして取組をしっかりと進めるといったことが最優先と考えておりまして、今の段階で司法試験の受験資格を抜本的に見直すということにつきましては考えていない状況でございます。

○階委員 今の段階でとおっしゃいましたけれども、私は、同じような答弁を上川大臣からは三、四年前にもいただいております。そのときも、三、四年前までの集中改革期間の成果を見て、エビデ

ンスベースでしつかり検証していく必要があるということ、今の現状ではなかなか難しいというような答弁を、これは二〇一八年の三月三十日のこの委員会で答弁を得ているんですね。

三、四年前までの集中改革期間も終わって、それでもなお法科大学院の志願者数は減り続けて、今年度は若干増えましたけれども、それでも、当初の七万二千八百人が八千三百五十一人ということ、激減してしまっている。

そして、二年前に制度改正をして、今大臣もお触れになりましたけれども、法科大学院修了という受験資格が中途半端なものになってきていますね。修了しなくても、一年間終わったら一年残したところで受験できるとか、これも何か首尾一貫していないような気がします。

制度改革はびぼう策にすぎないと思っておりますが、その制度改革の中で、丹羽副大臣にも来ていただきましたけれども、法曹コースですか、これが大学の中に設けられて、大学四年ではなくて三年たてばロースクールに進めるといふようなことが設けられました。そうした法曹コースが設けられた大学で、法学部の志願者ほどの程度増加したのかということをお答えいただけますか。

○丹羽副大臣 委員がおっしゃられたとおり、令和元年の法改正により制度化された連携法曹基礎課程は、全国で三十三の法学部において令和二年から設置され、現在の学部二年生を対象に、法科大学院と連携した教育課程を実施いたしております。

法曹大学を置く大学のうち、現時点で、現時点

の数値で確定している国公立十九の大学について調べたところ、一般選抜における志願者数の総数は、令和二年度の入試では一万四千二百五十三人であったのに対しまして、令和三年度入試においては一万四千三百十五人と、約六十二人増加いたしております。（階委員「ちよっと待って。何か減ったような気が。済みません、もう一回、数字をお願いします」と呼ぶ）済みません。はい。

令和二年度の入試では一万四千二百五十三人、令和三年度におきましては一万四千三百十五人、約六十二名増加しております。

○階委員 ほとんど変わっていないということですね。増えたというのでびっくりして聞き直したんですけども、ほとんど変わっていない、誤差の範囲ですよ。一%も変わっていないような気がしますが、制度改正したとしても、若者の法曹離れの傾向には歯止めがかかっていないということだと思います。

そこで、もう一つ聞きたいんですが、これは丹羽先生とは前にも聞いたんですね。要は、法科大学院に入った人の七割、八割が合格できるようにすると聞いていました。当時、これは集中改革期間、平成三十年程度までにやるのかやらないのかとかいって、最後はちよっと丹羽副大臣もひよられた感じがして、それで今ここに至っているんですね、ただ、七割という目標は今もあるんだというの、KPI、私の資料の方の六ページ目ぐらいに付けていますけれども、KPIですね、法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標ということで、最初に七割となっております。

ただ、最後にこれだけ。七割という目標も、これだけ志願者が減ってくれば、当然、七割という達成も容易になるわけで、この七割ということが達成されたからといって、今はそれを喜べない状況なんだということは認識していただきたい。このKPIにこだわって、ゆめゆめ、志願者の数を抑制するような、例えば受験資格についても、もう法科大学院じゃないと絶対受けられないような狭い範囲に絞って母集団を減らして、その中で七〇％達成するのでは全く意味がないので、そういうことは考えていないということをお伝えいただけますか。

○丹羽副大臣 御質問ございました、先ほど委員からのお話もございました、私も、当時、上川大臣のときに答弁した記憶がございます、確かに、法科大学院の合格者数の話もございました。

現在、文部科学省におきまして、法科大学院の教育の充実を目指しながら、法科大学院の入学者や司法試験合格率といった数値目標を設定して、継続的に把握と検証を行うこととなっております。文部科学省といたしまして、これらの数値目標を達成することができるように、法科大学院等の教育の充実を図ることが、一人でも多くの有為な若者が司法制度を支える法曹を目指すことにつながるものと考えております。

○階委員 では、終わります。ありがとうございます。